

ウクライナ情勢—人道・人権・難民との関係— (改訂版)

国際法学会エキスパート・コメント No. 2024-5

根岸 陽太 (西南学院大学教授)

脱稿日：2024年4月15日

I はじめに

ロシアがウクライナに「[特別軍事作戦 \(special military operation\)](#)」を開始した2022年2月24日から、無辜の人々が筆舌に尽くし難い暴力に晒されてきました。事態を受けた国連安全保障理事会では侵略を非難する決議案がロシアの拒否権により採択されませんでした(→「エキスパート・コメント」[「ウクライナ情勢に関するロシアの拒否権行使の合法性](#)」)、その後の[安保理決議 2623](#)を通じた要請により総会第11回緊急特別会期が開催されました。その結果として採択された[国連総会決議 \(2022年3月2日\)](#)は、国連憲章2条4項に違反する侵略(aggression)とともに国際人道法違反および人権侵害を非難しています。その後に採択された[国連総会決議 \(2022年3月24日\)](#)では、国際人道法と国際人権法に加えて、国際難民法の尊重もすべての当事国に求められています。本コメントでは、これら相互に関連する人道・人権・難民に関わる3つの国際法分野からウクライナ情勢を捉えます。

なお、本コメントは、2022年4月30日に公表した旧版から約2年間の進展を踏まえた改訂版になります。この期間に、ウクライナ情勢に関する独立の事実調査が蓄積しており、本稿もそれらの報告書に大きく依拠しています。たとえば、ウクライナにおける国連人権監視任務(HRMMU)は、2014年に現地に派遣されて以来、現場で収集した情報を各国連機関に提供してきました。国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)も、従来洗練させてきた事実調査の手法を用いて、ウクライナ情勢に関して独自の報告書を作成しています。アド・ホックな機関として、[ウクライナに関する独立国際調査委員会 \(IICIU\)](#)が[国連人権理事会決議 \(2022年3月7日\)](#)により設置され、「疑義のある(alleged)」人権侵害に関して調査する権限のもとで報告書を提出しています。さらに、[欧州安全保障協力機構\(OSCE\)](#)の[モスクワ・メカニズムに基づき任命された専門家使節団](#)も、「可能性のある(possible)」人権侵害について事実調査を進める権限が与えられています。これらの事実調査組織は、確定的な事実認定・法的判断を伴う裁判とは異なり、必ずしも断定的な(categorical)国際法違反を認めるものではありません(断定的な評価に伴う問題点に関して、[ウクライナの戦術に関するアムネスティ・インターナショナルのプレスリリース \(2022年8月4日\)](#)に対する[法的審査パネル報告書](#)を参照)。しかし、事実調査を通じて証拠が集積することによって、[蓋然](#)

[性の均衡 \(balance of probabilities\)](#) が傾き、認定を反駁する証拠よりもそれを支持する証拠の方が上回ることで、条件付きの (conditional) 国際法違反という評価を行うことが可能となります。以下のコメントでも、事実調査に基づき国際法違反に言及する場合、その蓋然性があることを前提として説明します。

II 国際人道法

国際人道法 (International Humanitarian Law) は、国際的またはその性質を有しない武力紛争 (international / non-international armed conflict) に適用されます。ロシアが主張する「特別軍事作戦」が何を意味するかにかかわらず、両国間の紛争が「二以上の締約国の間に生ずるすべての宣言された戦争又はその他の武力紛争」(ジュネーブ諸条約共通 2 条) を指す国際武力紛争に該当する以上、両当事国が締約国となっている諸条約 (下記表参照) に加え、慣習国際法上の国際人道法規範 (参考として [赤十字国際委員会 \(ICRC\) が 2005 年に公表した慣習国際人道法に関する研究](#)) も遵守しなければなりません。国際人道法は、戦争における法 (*jus in bello*) と呼ばれており、国連憲章 2 条 4 項を中心とする武力行使の禁止および規制に関わる法 (*jus ad bellum*) (→エキスパート・コメント「[ロシアのウクライナ侵攻と武力不行使原則](#)」) に違反しているか否かにかかわらず、当事者間で平等に適用されなければなりません (ジュネーブ諸条約第一追加議定書前文)。国際人道法の諸原則の重大な違反は、戦争犯罪 (war crimes) を構成します (国際刑事裁判所 (ICC) 規程 8 条) (→エキスパート・コメント「[ウクライナにおける『戦争犯罪』と国際刑事法](#)」)。

国際人道法が規律する敵対行為 (conduct of hostilities) では、文民たる住民と戦闘員、また民用物と軍事目標の区別 (distinction)、文民・民用物への過度な付随的被害をもたらす攻撃を控える比例性 (proportionality)、付随的被害を可能な限り減らすための予防 (precaution) が中核的な諸原則となります (第一追加議定書 48・51・52・57 条、慣習国際人道法規則 1・14・15-24)。特別軍事作戦が開始された直後から、これらの諸原則を遵守しない敵対行為が報告されてきました ([OSCE 専門家使節団報告書 \(2022 年 4 月 13 日\)](#) ; [IICIU 報告書 \(2022 年 10 月 18 日\)](#))。特に文民を巻き込む爆発性兵器の使用が問題視されており、最新の [IICIU 報告書 \(2024 年 3 月 15 日\)](#) によれば、2024 年 2 月 15 日時点で、そのような攻撃により 8,898 名が死亡、18,818 名が被害を受けたことが確認されています。また、ロシア軍が 2022 年 10 月 10 日からウクライナ各地の電力系を標的に大規模な攻撃を開始したことについて、[IICIU 報告書 \(2023 年 3 月 15 日\)](#) は、「攻撃が比例性を欠き、過度な巻き添えの死亡・傷害・損害を引き起こすという戦争犯罪を構成する」と結論づけています。このインフラ攻撃に関連して、ウクライナ事態での中核犯罪を捜査する国際刑事裁判所は、[2024 年 3 月 5 日にロシア軍の司令官 2 名に対して逮捕状](#)を発しています (ICC 規程 8 条 2 項(b)(ii)・(b)(iv) (戦争犯罪) ; 7 条 1 項(k) (人道に対する犯罪))。

ジュネーブ諸条約第一追加議定書のもとでは、攻撃から特別に保護される対象として、医

療組織（12・13条）、文化財および礼拝所（53条に加え、武力紛争の際の文化財の保護に関する条約）、原子力発電所やダム（56条）なども含まれています（慣習国際人道法規則 25–30, 38–42）。これらの保護規定にもかかわらず、2023年5月30日時点で1,000件以上の医療に対する攻撃（[世界保健機関 \(WHO\) プレスリリース](#)）、2024年3月6日までに345カ所の文化施設の損害（[国連教育科学文化機関 \(UNESCO\) 声明](#)）が確認されています。また、ザポリージャ原発が2年以上もロシア軍によって占拠されています（[国際原子力機関 \(IAEA\) 理事会決議 \(2024年3月7日\)](#)）。2023年6月6日にウクライナ南部ヘルソン州（ロシア軍支配地域）のノヴァ・カホウカ・ダムが破壊された事態に関しては、文民の被害に加えて環境への甚大な影響も懸念されており（→エキスパート・コメント「[武力紛争時における環境保護](#)」）、環境破壊犯罪（エコサイド）に該当する可能性が指摘されています（ICC規程8条2項(b)(iv);参考として[エコサイドの法的定義に関する独立専門家パネル](#)）。

ロシア軍による戦闘の方法に関して、都市を攻囲（siege）して文民の避難路ジュネーヴ第四条約（文民条約）17・23条；慣習国際人道法規則 55・109）を絶ち、飢餓を武器として文民をその状態に置くことは禁止されています（第一追加議定書 54条；慣習国際人道法規則 53）。実際に、全世界が注目したマリウポリ市の攻囲は、多大な人命損失と民間建物の破壊、医療施設への悪影響、基本的な生活必需品へのアクセスの欠如をもたらしています（[IICIU 報告書 \(2024年3月15日\)](#)）。戦闘手段（兵器）の規制については、両紛争当事国は下記表に記載した条約について締約国としての義務を果たさなければなりません。ロシア軍によるクラスター弾の使用については、事実調査において記録されており（[OSCE 専門家使節団報告書 \(2022年7月14日\)](#)；[IICIU 報告書 \(2022年10月18日\)](#)）、たとえクラスター弾禁止条約の締約国ではないとしても、上記の敵対行為に関する諸原則に違反する可能性があります。他方で、ウクライナは、対人地雷禁止条約の締約国でありながら、同条約で禁止される兵器を使用したことが確認されています（[IICIU 報告書 \(2023年3月15日\)](#)）。

敵対行為に直接参加する権利を有する戦闘員は、敵の権力内に陥った場合に捕虜として扱われます（ジュネーヴ第三条約（捕虜条約）4条、第一追加議定書 43–45条）（→エキスパート・コメント「[国際法における捕虜：ロシア・ウクライナ戦争をめぐって](#)」）。権力下にある文民に対しては、故意の殺害が許されないことはもちろん、人道的待遇が必要であり、拷問等の肉体的苦痛や、特に女性に対する性的およびジェンダーに基づく暴力も禁止されています（文民条約 27・32・147条；慣習国際人道法規則 87・90・93・134）。紛争当事国が権力下にある被保護者を抑留する場合は、「抑留国の安全がこれを絶対に必要とする場合」に限定されます（文民条約 41・42・47条；慣習国際人道法規則 99）。ウクライナ事態では、ブチャの惨劇に代表されるように、文民が拘束されたまま処刑されるという戦争犯罪に該当する事案が発生しています（[文民の略式処刑に関する OHCHR 報告書 \(2022年12月7日\)](#)）。また、[文民の拘禁に関する OHCHR 報告書 \(2023年6月27日\)](#)によれば、ロシアがウクライナに侵攻を開始して以来、864人の民間人が拘束され、うち77人が処刑され

ており、詳細な調査を行うことができた 178 人の事例では、90%以上が水攻めや感電などの拷問を受けています（[拷問等に関する国連特別報告者声明（2023年9月10日）](#)も参照）。他方で、同報告は、ウクライナ軍が民間人を拘束した 75 の事例では、半数以上が拷問や虐待を受けており、刑法改正により拘禁の裁量が大きくなったと指摘しています。性的およびジェンダーに基づく暴力については、ロシア軍の構成員が家宅捜索や拘留中にレイプを行っていたことが IICIU 報告書などで継続的に確認されています。

個人を権力下に置く状態を超えて、「一地方ニシテ事実上敵軍ノ権力内ニ帰シタルトキ」（ハーグ陸戦規則 42 条）には、同規則 42–56 条および文民条約 47–78 条に代表される占領 (occupation) 法が適用されます。占領との関係で特に問題視されているのは、ロシアが支配する地域から子どもを強制移送して国籍変更を行っているという疑いです（[OSCE 専門家使節団報告書（2023年5月4日）](#)）。占領法のもとでは、占領地域からの被保護者の強制移送・追放は禁じられており、特に子どもたちの身分上の地位を変更することは認められません（文民条約 49・50 条；慣習国際人道法規則 130・135）。この行為は戦争犯罪に該当することから（ローマ規程 8 条 2 項(a)(vii)・(b)(viii)）、国際刑事裁判所は、[2023年3月17日にプーチン大統領と大統領府子どもの権利委員会委員に対する逮捕状](#)を発しています。また、国連事務総長は 2023 年 6 月 27 日、子どもたちと武力紛争に関する年次報告書を公表し、付属文書「子どもの権利侵害国リスト」にウクライナ侵略を続けるロシアを安全保障理事会の常任理事国として初めて掲載しました。

国際人道法の主要な条約	ロシア	ウクライナ
ハーグ陸戦条約・規則（1907年）	○1909	○2015
ジュネーヴ諸条約（1949年）	○1954	○1954
- 第1条約（傷病兵保護条約）		
- 第2条約（海上傷病難船者保護条約）		
- 第3条約（捕虜条約）		
- 第4条約（文民条約）		
第一追加議定書（1977年：国際武力紛争）	○1989	○1990
武力紛争の際の文化財の保護に関する条約（1954年）	○1957	○1957
生物兵器禁止条約（1972年）	○1975	○1975
特定通常兵器禁止条約（CCW）	○1981	○1981
- 議定書 I（1980年：検出不可能な破片を利用する兵器）	○1982	○1982
- 議定書 II（1980年：地雷、ブービートラップ等）	○1982	○1982
- 議定書 III（1980年：焼夷兵器）	○1982	○1982
- 議定書 IV（1995年：失明をもたらすレーザー兵器）	○1999	○2003
- 議定書 V（2003年：爆発性戦争残存物（ERW））	○2008	○2005
化学兵器禁止条約（1993年）	○1997	○1998

対人地雷禁止（オタワ）条約（1997年）	×	○2005
クラスター弾禁止条約（2008年）	×	×
核兵器禁止条約（2017年）	×	×

○：批准（年）、×：未批准

III 国際人権法

国際人権法（International Human Rights Law）は、おもに平時における領域内での人権保障を念頭においています。しかし、自由権規約委員会が[ロシアの国家報告審査延期](#)を決定（2022年3月3日）した際にも強調したように、締約国が領域外でも個人を管轄下に置く限り、武力紛争が発生している状況であっても、両当事国が締約国となっている諸条約（下記表参照）は適用され続けることとなります。武力紛争における人権侵害はありとあらゆる場面に及び、なかでも脆弱な立場に置かれている人々に被害が集中します。人権条約機関でいち早く事態に言及した[女性差別撤廃委員会（CEDAW）声明（2022年2月25日）](#)は、女性と安全保障・武力紛争に関する[一般的勧告（2013年）および安保理決議1325（2000年）](#)に沿って、敵対行為の中止などを紛争当事国に呼びかけています。また、人種差別撤廃条約に関するロシア第25・26回報告に対する[人種差別撤廃委員会の総括所見（2023年4月28日）](#)では、現在進行中の武力紛争に関して、クリミア・タタール人やクリミアの先住民の構成員を強制動員・徴兵する慣行を廃止することが勧告されています。子どもの権利条約に関するロシア第6・7回報告に対する[子どもの権利委員会の総括所見（2024年2月8日）](#)でも、上記の占領地域からの強制移送を含め、ウクライナ領域におけるロシアの行為について勧告がなされています。

ロシア軍による国際人権法の重大かつ組織的な違反が問題視されるなか、国際機構において様々な対応がとられました。2022年4月に入りブチャでの文民虐殺が世界に衝撃を与えると、[国連総会決議（2022年4月7日）](#)が採択され、国連人権理事会でのロシアの諸権利が停止されました。地域的機構としてロシアを包摂してきた欧州評議会（Council of Europe）の枠組でも、評議会規程3条に掲げる価値を損なった加盟国の資格を停止する同8条の手にしたが、[閣僚委員会決議（2022年3月16日）](#)をもってロシアの加盟国資格が停止されました。その法的帰結として、ロシアは2022年9月16日をもって欧州人権条約の締約国としての地位も自動的に停止することになりました（[閣僚委員会決議（2022年3月23日）](#)）。この事態を受けて、欧州人権裁判所は[決定（2022年3月22日）](#)を行い、同日までに行われた申立についてのみ管轄権を有することを確認しました（欧州人権条約58条）。

2014年のクリミア併合・ウクライナ東部での親ロシア派分離主義者の紛争に引き続き、2022年以來の特別軍事作戦に対しても、ウクライナは司法機関のもとで国際人権に関する法的闘争を展開しています。クリミア・ウクライナ東部の事態に関して、テロ資金供与防止

条約・人種差別撤廃条約適用事件が 2017 年に国際司法裁判所 (ICJ) に提起されており、裁判所は人種差別撤廃条約上の締約国義務と教育に関する規定 (2 条 1 項(a)、5 条(e)(v)) の違反を認定する[判決 \(2024 年 1 月 31 日\)](#)を下しています。特別軍事作戦についても、ジェノサイド条約主張事件が国際司法裁判所に付託されており、32 カ国が第三者参加するという異例の事態となっています。同事件で裁判所は、ロシアに軍事作戦の即時停止を支持するに関する[仮保全措置命令 \(2022 年 3 月 16 日\)](#)を発する一方で、ウクライナの請求を一部に制限する[先決的抗弁判決 \(2024 年 2 月 2 日\)](#)を出しています。地域的枠組でも、欧州人権裁判所のもとで複数の国家間申立が行われています。マレーシア航空 MH17 便撃墜を含むウクライナ東部の事態に関する申立 (オランダとの共同) について、裁判所は被申立国ロシアの管轄下にあったとする[決定 \(2022 年 11 月 30 日\)](#)を下しています。特別軍事作戦に対しては、ウクライナ対ロシア第 10 事件が申立てられており、[2022 年 3 月 1 日](#)に条約上の権利を保全するための緊急措置が指示され、[2022 年 4 月 16 日](#)によりその範囲が拡大されました。なお、前者の申立には 26 カ国・5 団体 ([2023 年 3 月 17 日時点](#))、後者の申立には 23 カ国・1 団体 ([2022 年 9 月 23 日時点](#)) が第三者参加を表明しています。

ロシア国内の人権については、特別軍事作戦に批判的なメディア・市民団体の表現・集会・結社の自由 (自由権規約 19・21・22 条) が危ぶまれています ([OSCE 専門家使節団報告書 \(2022 年 9 月 22 日\)](#); [ロシアに関する国連特別報告者報告書 \(2023 年 9 月 15 日\)](#))。ウクライナへの侵攻の初日、ロシア連邦通信・情報技術・マスメディア監督局は、すべてのメディアが特別軍事作戦について報道する際には、国により認可された公式情報源のみを使用するよう命じ、その後命令に従わない 300 以上のメディアをブロックしています。2021 年ノーベル平和賞を受賞したドミトリー・ムラトフ氏が率いる独立系リベラル紙ノーヴァヤ・ガゼータも対象となり、ムラトフ氏による個人申立を受けて、欧州人権裁判所が[仮保全措置 \(2022 年 3 月 10 日\)](#)を指示しています。多くのメディアや市民団体は「望ましくない (undesirable)」組織 (2012 年 12 月 28 日連邦法 272-FZ を改正する 2015 年 5 月 23 日連邦法 129-FZ で導入された区分) と認定され、2023 年 7 月時点で少なくとも 103 団体が活動停止を含む制約を受けています。さらに、外国代理人 (foreign agent) 法として知られる 2012 年 7 月 13 日連邦法 121-FZ に基づき、2023 年 7 月までに 649 団体・個人が外国代理人として登録され、「人民の敵」や「スパイ」などのレッテル貼りなど悪影響を被っています (同法が欧州人権条約に適合しないと判断した欧州人権裁判所判例として、[エコディフェンスほか対ロシア事件判決 \(2022 年 6 月 14 日\)](#))。人権団体の活動を制限する動きも加速しており、国内で最も敬意を集めてきたメモリアル (2022 年ノーベル平和賞受賞)、モスクワ・ヘルシンキ・グループ、サハロフ・センターが解散に追い込まれています。

特別軍事作戦を批判する声を抑圧する動きは、国際人権の観点から問題のある刑事的制裁にまで及んでいます。[2022 年 3 月 4 日に成立した連邦法 N 32-FZ](#)により改正されたロシア刑法のもとでは、軍隊の使用に関して故意に虚偽の情報 (knowingly false information) を拡散させること (207 条 3 項)、その信用を失墜させること (discrediting) (208 条 3 項)

が犯罪化されました。各条項のもとでは 2023 年 7 月までにそれぞれ 185 件と 110 件の訴追が行われており、恣意的拘禁作業部会による [2022 年 78 号意見 \(11 月 16 日\)](#)・[2023 年 76 号意見 \(11 月 17 日\)](#) では、自由権規約 9 条に違反する身体の自由の恣意的な剥奪が認定されています。プーチン大統領の政敵に対しては、より一層過酷な刑事的措置が課されています (メモリアルの共同代表であるオレグ・オルロフ氏について[特別手続任務保持者による共同通報 \(2023 年 5 月 17 日\)](#) ; マグニツキー法の成立に関わったウラジーミル・カラムルザ氏について[ロシアに関する国連特別報告者声明 \(2023 年 7 月 28 日\)](#))。なかでも最大の政敵と呼ばれるアレクセイ・ナワリヌイ氏は、収容状況における健康悪化に懸念が示されるなか ([拷問等禁止に関する国連特別報告者声明 \(2023 年 5 月 10 日\)](#))、強制失踪して所在不明の状況が続いていましたが ([ロシアに関する国連特別報告者声明 \(2023 年 12 月 18 日\)](#))、秘密裏に北極圏の刑務所に移送されていたことが判明しました。翌年 2 月 16 日には彼が刑務所で死亡したことが公表され、恣意的な生命の剥奪に対して独立の調査と責任者の処罰が求められました ([ロシアに関する国連特別報告者声明 \(2024 年 2 月 16 日\)](#))。

ウクライナ政府の措置に関しては、大統領令による[緊急法](#)と[戒厳令](#)それぞれによる自由権規約 4 条 1 項に基づく義務の逸脱 (derogation)、ならびに[両法令](#)による欧州人権条約 15 条に基づく義務の逸脱が通告され、両条約の大部分の権利が制限されました。またウクライナ大統領による総動員令を踏まえ、国境警備局声明を通じて 18–60 歳の男性が出国を制限されており、思想・良心・宗教の自由 (自由権規約 18 条)のもとで尊重される「良心的不服従 (conscientious objection)」との関係で問題視されています。その一例として、ドネツィク州からの国内避難民であるヴィタリー・アレクセンコ氏が宗教上の信念から兵役を拒否したところ、代替的な民間役務を拒否され、有罪判決を受け禁固刑を課されました。しかし、[最高裁判決 \(2023 年 5 月 25 日\)](#)において、憲法と人権条約の観点から上記の有罪判決を無効とし、彼の釈放が認められています。

国際人権法の主要な条約	ロシア	ウクライナ
欧州人権条約 (1950 年)	○1998 ※2022	○1997
人種差別撤廃条約 (ICERD) (1965 年)	○1969	○1969
国際人権規約 (1966 年)		
- 自由権規約 (ICCPR)・社会権規約 (ICESCR)	○1973	○1973
- 死刑廃止に関する選択議定書 (CCPR-OP2-DP) (1989 年)	×	○2007
女性差別撤廃条約 (1979 年)	○1981	○1981
拷問等禁止条約 (CAT) (1984 年)	○1987	○1987
- 選択議定書 (CAT-OP) (2002 年)	×	○2006
子どもの権利条約 (CRC) (1989 年)	○1990	○1991
- 武力紛争における関与に関する選択議定書 (CRC-OP-AC) (2000 年)	○2008	○2005

- 子どもの売春等に関する選択議定書 (CRC-OP-SC) (2000 年)	○2013	○2003
移住労働者権利条約 (ICMW) (1990 年)	×	×
強制失踪条約 (CED) (2006 年)	×	○2015
障害者権利条約 (2006 年)	○2012	○2010

○：批准・×：未批准（年）

※2022年9月16日に条約締約国としての地位が自動的に停止

IV 国際難民法

国際難民法 (International Refugee Law) の中心となる 1951 年難民の地位に関する条約は、1 条に定義される難民に対して諸権利を認め、締約国がそれらを保障する義務を定めています。1 条 A (2) 上の難民については、1967 年議定書により地理的・時間的制約が取り除かれ、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けられない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者」と定義されています。条約上の難民として認められた場合、難民条約 33 条 1 項に規定されるノン・ルフールマン原則（難民をその生命または自由が脅威にさらされるおそれのある領域の国境へ追放しまたは送還してはならない）などの保護を受けます。

上記の 5 つの理由を超えて武力紛争「を理由に」避難した人々について、国連人権高等弁務官事務所 (UNHCR) による[難民認定基準ハンドブック](#)では、それ自体で条約難民として認められないという立場が示されていました。しかし、[武力紛争と暴力の状況に関連した難民の地位に関する UNHCR 指針 \(2016 年\)](#)によれば、個人が条約上の 5 つの要素「を理由に」迫害を受けるというおそれを有するという因果関係が存在する場合には、条約難民に該当します。また同指針は、武力紛争が一般市民全体に与える集団的な影響により、個人の恐怖をしばしば減殺するのではなく、むしろ補強するという見解も示しています。

条約難民として保護されるか否かにかかわらず、武力紛争から逃れた人々は、国際人権法による補完的保護 (complementary protection) を享受します。ウクライナと周辺国の国境では、ウクライナに在住していた[アフリカ](#)ほか[欧州地域以外出身の少数者](#)が人種主義的な暴力や差別を受けていることが指摘されています。これらは人権条約および慣習国際法から導かれる無差別原則およびノン・ルフールマン原則（拷問等禁止条約 3 条；欧州人権条約 3 条など）の観点から問題となります。

武力紛争から逃れた人々には、地域的枠組を通じた補完的保護の可能性も開かれています。ウクライナ情勢では、欧州連合 (EU) が[一時的保護指令 \(Temporary Protection Directive\)](#)を史上初めて発動し、最大 3 年間の保護を提供したことで注目を集めました ([欧州理事会実施決定 2022/382 \(3 月 4 日\)](#))。EU 基本権憲章のもとで、加盟国は地方自治体を含めて

同指令を実施するように拘束されており（51条）、適切な生活水準の構成要素としての人間の尊厳（1条）、社会的・住居の扶助を受ける権利（34条）、教育を受ける権利（14条）、労働に従事する権利（15条）、医療を受ける権利（35条）、生命権（2条）など、憲章に照らして指令を適用しなければなりません（詳細な法的枠組として[欧州基本権機関報告書（2023年12月12日）](#)参照）。

ウクライナでの武力紛争から逃れた人々に対して、日本でも受け入れの体制が急速に進められました。[出入国管理庁による対応（2022年3月10日）](#)として、「避難を目的としてウクライナから日本に『短期滞在』の在留資格で入国したウクライナの方が、本邦滞在を希望される場合、就労可能な『特定活動（1年）』の在留資格への変更許可申請を受け付ける」ことが表明されました。また、[入国管理及び難民認定法を改正する法律（2023年6月9日）](#)が成立し、ウクライナからの避難民を念頭に置いた補完的保護が導入されました。改正後の2条3の2によれば、補完的保護対象者は「難民以外の者であって、難民条約の適用を受ける難民の要件のうち迫害を受けるおそれがある理由が難民条約第1条A（2）に規定する理由であること以外の要件を満たすものをいう」とされています。しかし、たとえ武力紛争「を理由に」避難することの因果関係の問題が解決されたとしても、それ「以外の要件を満たす」こと、特に「迫害」の要件が従来からの狭い解釈が維持されることが懸念されています。実際に、日本における条約難民の認定では、「通常人において受忍し得ない苦痛」や「個別的で具体的な事情」など狭義の迫害概念が採用されてきました（シリア難民不認定処分無効確認等請求事件（東京地方裁判所判決（2018年3月20日））。補完的保護制度は、このような狭義の「迫害」概念を国際難民法・国際人権法の発展に照らして見直し、UNHCRの助言に基づき策定された[難民該当性判断の手引（2023年3月24日）](#)および[参議院で採択された附帯決議（2023年6月8日）](#)に沿って運用される必要があります（[難民支援協会パブリックコメント（2023年10月10日）](#)参照）。

武力紛争からだけでなく、軍務脱走者や徴兵忌避者も条約難民に該当する可能性があります。前述のウクライナの総動員令だけでなく、ロシアではプーチン大統領が2022年9月に予備役の30万人動員を発表し、2023年9月にも新たな13万人を徴集する法令に署名しています。UNHCRによる[難民認定基準ハンドブック](#)や[兵役に関連した難民申請についての指針（2013年）](#)によれば、個人が関与する軍事行動が「国際社会においては人間の行動の基本的原則に反するものと非難されるようなもの」（例：国際人道法の重大な違反としての戦争犯罪）であるとき、軍務脱走や徴兵忌避ゆえの訴追・刑罰がそれ自体で迫害とみなされる可能性があります。実際に、[ラトビア地方行政裁判所（2023年4月6日判決）](#)や[フランス国家庇護裁判所（2023年7月20日決定）](#)は、ロシア人がウクライナでの戦闘従事を拒否することで受ける刑罰が難民条約上の迫害に該当しうると判断しています。また、[ロシア人の難民申請が過去最多](#)となっている韓国では、部分的動員から逃れてきたロシア人2名が、[仁川地方裁判所（2023年2月14日決定）](#)により、難民認定審査を受ける資格を認められています。日本でも、[シリア国内でロシア側として戦争参加を求められ拒否した方が難](#)

[民申請](#)していると報道されており、その対応は喫緊の課題となっています。

V おわりに

人道・人権・難民に関する国際法は、国際秩序における法の支配の中核を成しており、その普遍性はウクライナ情勢においても不変です。本コメントでは、国際社会の諸アクターが人道・人権・難民をめぐる国際法を護持し、その遵守の確保に向けて様々な方策を講じていることを確認しました。

他方で、ウクライナ情勢を眺める本稿の視座には、2点において限界がありました。1点目に、本稿は「2022年2月24日以後」の特別軍事作戦に焦点を当てましたが、それ以前から通底する国際法違反のパターンや意図、さらには被害者を軽視してしまいかねません。2点目に、本稿は「ウクライナ」における武力紛争に限定されていますが、世界各地では他の武力紛争も数多く点在しており（[ジュネーヴ・アカデミー「今日の武力紛争」](#)；[ウプサラ・紛争データ・プログラム](#)を参照）、それらを背景に退かせてしまうきらいがあります。

このように「2022年2月24日以降」の「ウクライナ」情勢だけに注目しまいがちなこのような視線（木を見て森を見ず）を内省しつつ、私たちはこの危機にある人々の生からも目を背けずに、人道・人権・難民に関する国際法の普遍的かつ不変的な遵守を希求し続ける必要があります。

注記：執筆者は、二杉健斗准教授（大阪大学）・平野実晴助教（立命館アジア太平洋大学）の協力のもと、『[ロシア・ウクライナ紛争（2022年）国際法情報ページ](#)』を作成しており、本コメントの執筆にあたって両名の支援をいただきました。